

令和8年度揖斐郡社会科課題追究作品展要項

【1】 令和8年度郡社会科課題追究作品展の概要

社会科課題追究作品展 (1) 社会科課題追究作品展 9月4日(金) 会場設営・作品搬入・審査会 13:00~16:15 郡社会科作品展は 9/5(土)6(日) 10:00~15:00 9月8日(火) 15:00~15:45 搬出 ・ <u>各校の出品数を4点程度(最高2割)程度とする。</u> ・ 作品展の様子や作品の概要・講評をセンター通信やホームページで紹介する。 (センター主幹対応) ※9/4 9:00~9/8 17:00 の会場申請済 大野町総合市民センター 1階 多目的ホール 展示用パネル等についても 申請済	会場：大野町総合市民センター 1階 多目的ホール 西側(前側) 机上+掲示板に展示 机が足りない場合には郡センターより展示用に机を持ち込む 9月4日(金) 会場設営 12:30~13:00 搬入 13:15~14:00 審査 14:00~16:15 9月5日(土)・6日(日) 郡社会科課題追究作品展 10:00~15:00 9月8日(火) 搬出：15:00~15:45 ↓ 6月8日頃までに要項及び応募に関する書式を各校に送付 →それを受けて夏休みの社会科課題追究作品展への取組を各校で指導 ・ 会場が2階の第1会議室のみであり、会場がこれまでよりも狭くなるため、展示数を限定する。<u>各校4点 出品数の多い場合は最高2割まで)</u> ・ 金賞各学年1割程度、銀賞2割程度、残りの出品者は入選 ・ 県中央点に出品⇒県の中央展に値する出品作品を金賞より選び、西教事の社会科課題追究作品展担当者にセンター担当主幹が提出(要項が西教事担当者より送付されるので必要に応じ確認する) 9月 3日(木) 中央展応募総数報告 9月 7日(月) 中央展出品名簿提出 9月 8日(火) 中央展出品作品搬入 ※科学作品展のように揖斐郡の割当数は決まっていない。 (各校3点までの制限のみあり)	担当校長先生 研修部 堀田 正明 校長先生 教科研小社会科 部会顧問校長 石井 幹也 校長先生 郡中社会科顧問 小倉 伸子 校長先生 嘱託主任 林 幸成先生 社会科課題追究 作品展担当 センター主幹 中村 どちらも西教 事へ ※各学年の金 賞・銀賞数 上限につい て要検討
--	---	--

【2】 令和8年度の郡社会科課題追究作品展の実施案

(1) 社会科課題追究作品展の日程

- ・ スリム化した作品展にするために搬入・審査・展示作業を9月4日(金)の1日で実施
※9月4日 10:00~ センター担当主幹がある程度会場設営をしておく
- 9月4日(金) 12:30~13:00 会場設営 社会科作品展担当主幹・社会科作品展役員
13:15~14:00 作品搬入 各校社会科作品展担当者

大野町総合町民センター 1 階
多目的ホール 西側（前側） 小学校→中学校
14:00～16:15 審査会・展示作業
（社会科作品展担当校長・社会科作品展役員・担当主幹）

9月5日（土）10:00～15:00 郡社会科課題追究作品展展示（1）

9月6日（日）10:00～15:00 郡社会科課題追究作品展展示（2）

9月8日（火）15:00～15:45 搬出 各校社会科作品展担当
15:45～16:15 会場後片付け 社会科作品展役員+担当主幹

※展示は2日とし、時間を厳守する。

※審査員・学校担当者の搬入・搬出の負担を減らすために、科学作品展と社会科作品展の搬入・搬出、審査会、展示の時間を重ねる。

（2）令和8年度郡社会科課題追究作品展の具体的な取組

① 要項の送付・出品数について

- ・密になることを避けるために出品数を制限しスリム化した集合型の展示会を行う。
- ・各校の出品数を 原則4点まで（出品数が多い場合は最高2割まで）程度 とする。

② 作品の応募、搬入について

- ・6月1日にセンター担当主幹より各校に郡社会科課題追究作品展出品に必要な応募票、各校の取組一覧表（エクセル形式）等の書式一式と作品展審査会要項及び審査会及び展示監督に関する案内、社会科課題追究作品展ポスターをメールで送付する。
- ・ポスターはメールで送られてきたものを各校で印刷し、校内に掲示する。
- ・郡センターホームページに要項及び社会科課題追究作品展ポスター及び搬入・審査・展示・搬出についての案内をアップするので参考にする。
- ・各校は郡社会科課題追究作品展の 応募一覧表及び学校応募票 を作成し、8月28日（金）までにセンター担当主幹に送付する。（メ切厳守）
- ※8月29日～9月3日までの間に、担当主幹が科学作品展郡内応募一覧・社会科課題追究一覧・郡読書感想文応募一覧を同時併行で作成する必要があるため、提出期限を厳守する。
- ※各校から送られてきたデータを送られてきた順に担当主幹が整理し応募一覧を作成できるよう、始業式以前の登校日等に作品を集め、学校の応募一覧ができた場合はその段階でセンターに送付する。

③ 郡社会科課題追究への応募に必要なもの

① 作品

② 出品票（県用の出品票で兼ねる 作品に添付）

※1つのテーマにつき出品物2個以上あるときはそれぞれに出品票を添付し、個数番号（例 3個のうち1）を付ける

①・②は搬入時（9月4日）に提出

③ 令和8年度揖斐郡社会科課題追究作品展 学校別 出品名簿

④ 別紙様式2 社会科課題追究学習作品展 学校応募票

③・④は8月28日までに揖斐郡教育研修センターにメールで送付する（期限厳守）

※県へ出品する際に西教事で突合があるので学校から郡へ提出の際に①～④の記載が完全に一致して誤記のないことを学校でチェックして十分確認してから搬入する。

※担当だけでなく、複数の教師で確認・チェックしてください。

④ 審査・表彰について

- ・金賞各学年1割程度、銀賞2割程度、残りの出品者は入選とする。金賞については科学作品展

のように県への出品数の制限がないため、内容を検討して特に優れていると審査員が判断した場合学年 1 割を超える選出を行うことがある。

- ・各学年より選ばれた金賞作品を中心に、県中央点に出品する。（揖斐郡の割当数はないので県への出品に値するものを審査員で選び、県展へ応募する）
 - ・審査は社会科課題追究作品展担当校長及び郡社会科課題追究作品展役員がそれぞれの担当学年を中心に行い、入賞作を決定する。（審査学年は審査前の打合せで決定）その後全審査員で入賞作の妥当性を検討するとともに、金賞・銀賞・入選・県出品作の作品ラベルと添付と入賞者一覧に誤りがないかを確認する。最終的に郡社会科課題追究作品展担当校長及び嘱託主任の最終チェックを受け、表彰に間違いのないように
 - ・西教事に指定された期限までに揖斐郡の県展出品作を西濃教育事務所担当主事にセンター担当主幹が提出しに行くため、県展出品作に選ばれた作品については搬出の際に作品の搬出ができない。（その旨児童生徒・保護者に伝えておく）
 - ・県展出品作のうち県で優秀作に選ばれた場合は該当校に連絡され、出欠を保護者に WEB 上で回答するよう依頼する。
- ※県の表彰式に参加した児童生徒はそこで賞状を受け取る。（作品は後日学校へ郡セ担当主幹が学校に届ける）
県へ出品し、県の表彰式対象外の児童生徒の賞状及び作品は後日郡セ主幹が学校に届ける

⑤ 郡社会科課題追究作品展の会場について・・・社会科課題追究作品展スケジュールを参照

⑥ 作品展展示について

- ・郡の社会科課題追究作品展より出品された作品については金賞・銀賞・入選すべての作品を展示するので**各校より出品する際に児童生徒、保護者に展示される旨伝えておく。**
（作品展のポスターのデジタルデータを各校に送付しているので印刷し、伝える際に活用する。）

作品展示は 9 月 5 日（土）・9 月 6 日（日）の

10:00～12:00 13:00～15:00 とする。

作品展示監督・・・郡社会科課題追究作品展役員が分担して担当する。

（※展示監督の時間の都合が悪い場合は役員相互で相談して交替する）

	5 日（土）	6 日（日）
10:00～12:00	北方小 道家 信彦 先生 東小 中畑 祐太 先生 池田中 河合 駿次郎 先生	温知小 岩田 優太 先生 北和中 竹中 正人 先生
13:00～15:00	小島小 竹中 宏太 先生 大野中 河合 亮 先生	中小 稲垣 怜 先生（堀田正明校長先生） 池田中 宗宮 丈 先生 ◎池田小 林 幸成 先生

12:00～13:00 に参観者がある場合はセンター主幹が対応する。

※都合が悪い場合は審査員相互で相談して交替する。

- 展示監督は 2～3 名のペアで 2 時間単位とし、ペアで参観者の流れを見ながら、監督する。
- センター主幹（中村）は科学作品展と社会科作品展の巡回を行う。
参観名簿（学校名・名前のみ）と参観者が作品展の感想を記入する用紙を準備。（センター主幹）
- 作品展の様子や作品の展示の様子、講評用紙に書かれた審査と講評をまとめ各校にメールで送付するとともに、センターホームページにアップする。

⑦ 作品展の反省及び役員の連携について

- 作品展の反省会は行わず、審査の際に記入する講評用紙をもって反省とする。
- 講評内容のうち、作品展の持ち方に関するものについては 2 月 16 日の第 2 回センター運営委員会に提案し、次年度への方向として申し送る。
- 嘱託主任は社会科課題追究作品展の担当校長先生及び郡センター担当主幹と連携をとり、作品展の取組を進める。

⑧ 旅費について

- 作品展に関わる旅費の支給は郡教育会会計より行う。各校での旅費の申請を必要としない。